

2019年度事業計画

1. 役員会の開催

(1) 理事会の開催

- 5月下旬 平成30年度事業報告及び決算報告書の審議
- 6月上旬 理事長の選任
- 12月中旬 事業計画の変更及び補正予算の審議
- 3月中旬 2020年度事業計画及び予算の審議
- その他、必要に応じて、適宜開催する。

(2) 評議員会の開催

(定時評議員会)

- 6月上旬 平成30年度事業報告及び決算報告書の承認

(その他評議員会)

- 12月中旬 事業計画の変更及び補正予算の承認
- 3月中旬 2020年度事業計画及び予算の承認
- その他、必要に応じて、適宜開催する。

2. 事業

(1) 社会福祉事業

- ア. 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム御園寮の設置経営
介護老人福祉施設
空床型（介護予防）短期入所生活介護事業

- イ. 短期入所生活介護事業所 みその寮ショートステイサービスの設置経営
併設型（介護予防）短期入所生活介護事業

- ウ. 通所介護事業所 デイサービスセンターみそのの設置経営
通所介護事業及び第一号通所事業

- エ. 訪問介護事業所 ホームヘルプサービスみそのの設置経営
訪問介護事業及び第一号訪問事業

(2) 公益事業

- ア. 居宅介護支援事業所 在宅介護支援センターみそのの設置経営
居宅介護支援事業
東広島市高齢者相談センターの受託

(3) 地域における公益的な取り組み(社会福祉法第 24 条 2 項関係)

- ① 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減の実施
- ② 地域における認知症高齢者支援の取り組み
- ③ 東広島市社会福祉協議会等と連携した地域貢献事業
- ④ 「災害時における安心・安全に向けた相互協力に関する協定」(広島県・県内社会福祉業種団体・広島県社会福祉協議会により平成 31 年 3 月締結)に基づき、災害時における地域支援のための取り組み
- ⑤ その他

3. 事業監査等

(1) 監事による監査

5月上旬 平成 30 年度事業・会計に関する監査
その他 必要に応じて 随時実施

(2) サービス自己評価の実施

10月下旬 各事業所スタッフによる自己評価実施
12月上旬 ホームページ上で公開

(3) 行政による指導・監査

随時

(4) 情報公開

- ① 定款・事業計画書・収支予算・事業報告書・収支決算書・監事監査報告書役員等報酬基準・現況報告書を窓口での閲覧およびホームページ上での公表
- ② 財務諸表電子開示システムによる情報公表
- ③ 介護サービス情報公表制度による情報公表

2019年度の重点課題

「社会福祉法人としての役割の発揮と適正な事業運営」

現在、社会保障については、「全世代型社会保障制度を着実に構築していくため、骨太方針において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、早期に改革の具体化を進める」ことが明文化されており、その財源となる消費税の増税が、本年10月に実施予定となっている。

その根幹となる社会保障システムにおいては「**地域共生社会の実現**」が福祉改革を貫く**基本コンセプト**に位置づけられており、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成することを目標としている。当法人としても、近年多発する災害対応等も含めて、今後も**地域づくりの拠点となるべく事業を推進**していくこととする。

介護保険制度においては、平成30年度の介護報酬改定において「**介護サービスの質の評価**」の視点が報酬上でも導入され、入所対象が中重度者に限定された特養においては「医療との連携強化、看取り・認知症介護等の重度化対応機能の強化」、通所介護においても、「機能訓練の強化、介護予防・重度化防止のための機能訓練の強化」等、エビデンスに基づくサービスの質の向上が新たな評価軸として示されている。当法人の各事業においては必要な体制整備や取組みの実施等、**結果評価に耐え得るしっかりとした対応**ができるよう努める。

こうした諸課題への対応に対する障壁となっているのが「慢性的な介護人材の不足」である。10月以降、対象者の幅を拡げた「介護職員等特定処遇改善加算」が開始されるが、従来の**介護人材確保・定着の取り組み**に加えて、もう一つの課題として示されている「**介護ロボット・ICTの活用**」等による「**介護現場の生産性の向上**」と併せて、「**職場環境の改善**」と「**サービスの質を担保・効率的な事業運営**」の両立を目指す。

① 適切な事業実施の取り組み

介護保険制度だけではなく、社会福祉法改正や、行政施策を含めた地域のニーズなど社会全体の流れや変化を的確に捉えた上でそれに対応した事業を進めていくことが必要である。

制度や社会に求められている「看取り介護等医療との連携体制の強化」や、褥瘡発生防止や排泄の自立支援等の「エビデンスに基づくサービスの質の向上」等の新たな評価に対応できる取り組みの強化に引き続き努める。そのために、役職員一同、各種基準・通知等についての情報収集や理解を深め、法令を遵守した上で、適正な事業運営を行うよう努める。

② サービスの質の向上

介護サービスを業としている以上、サービスの質の向上に常に取り組むことは当然の努力であるが、今回の介護報酬改定では特にデータ等に基づく「科学的介護」の推進による自立支援・重度化防止の方向性が示されており、今後更に「経験と勘」に頼らず、「数値的デ

ータ」や「根拠」をもって介護を展開していくことが求められる。

サービス利用者への説明責任を果たすためにも、役職員一同、委員会活動・各種研修等の機会を通じ、上記の課題に取り組み、今まで以上にサービスの質の向上に努める。

③ 地域への貢献

社会福祉法人として「地域公益的な取組」を責務とすることが法律上明記されたことから、積極的な地域への働きかけが求められる。これまで地域課題の把握、地域連携体制の構築等に努めてきたが、昨年の豪雨災害の経験も踏まえて、公益法人としての役割に鑑み、より地域にわかりやすい内容での地域ニーズへの対応に取り組む。

④ 人材の確保・定着

介護サービスの需要が継続的に拡大する中、それを支える介護職・看護職等の介護人材の不足は深刻度を増しており、福祉介護業界に限らず、人材確保は、最早我が国全体の課題となっている。更に将来的な人口減少は現実化していることから、今後、ますます介護人材の確保が困難になることは予想される。「介護サポーターの導入」などの幅広い人材の活用や外国人材の参入など、多様な確保策が提起されているが、当法人においてもこの課題についての取組みは避けては通れない状況である。

当法人としては、今後とも、積極的な人材確保に努めるとともに、獲得した人材の定着に向けて、職員のキャリアアップの支援に努めるとともに、「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」を原資とした幅広い職種の賃金改善等、就業環境の改善に継続的に取り組む。

加えて、ICTの活用や介護ロボットの導入等も含めた「介護現場の生産性の向上」にも積極的に取り組み、職場環境の更なる改善に努める。

⑤ 適正な事業管理と利益の確保

当法人においては、近年事業状況の変化等を要因として、単年度の収支状況は良好とは言えないため、一層のコスト管理を含む会計管理が必要である。また、社会福祉法の改正においても、社会福祉法人の財務規律について、「適正かつ公正な支出管理」「余裕財産の明確化」が求められていることから、より一層適正な事業管理に努め、事業継続・拡大のための適正な利益を確保する。